

## 内部者登録カードの整備等に関するQ&A（改訂3版）

平成19年11月7日（初版）

令和8年3月12日（改訂3版）

日 本 証 券 業 協 会

問1 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金融商品取引法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とは誰か。

答 金融商品取引法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とは、例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室（これに類似する業務を行う部署として顧客から届出があったもの）に所属する者が該当します。

問2 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち金融商品取引法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とあるが、全ての上場会社等の使用人その他の従業者を登録することとした場合、内部者登録カードに「所属部署」を記載しなければならないか。

答 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者全てを内部者登録する場合は、内部者登録カードに「所属部署」を記載する必要はありません。

問3 当社において、顧客が内部者登録カードの対象となるかを調査し、当社から顧客に連絡してその旨の届出をしてもらう必要がありますか。

答 内部者登録は、顧客からの申し出を受けて行うものであることから、内部者登録カードの対象となる顧客を独自に調査し、協会員から個別に連絡することまで求めるものではありません。

一方、協会員各社の約款その他の資料等において、顧客が内部者に該当することとなった場合は、当該協会員に届け出をいただく旨を記載していると思われます。

つきましては、協会員各社において適宜必要となる約款等を変更するなどの顧客への周

知を行い、顧客からの申し出を受けた場合に、当該申し出に基づき内部者登録カードの整備を行うこととなります。

(参考) 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

第 15 条第 3 項 協会員は、顧客に対し、第 1 項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させなければならない。

問 4 上場会社等の親会社の定義は。

答 上場会社等の親会社とは、各証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等において、各証券取引所が開示の対象としている上場会社の非上場会社の親会社とします。詳しくは、日本取引所グループのホームページ又は本協会が協会 WAN にて年 2 回通知しております「上場会社等の非上場親会社」リスト（4 月 1 日時点又は 10 月 1 日時点）をご参照ください。

<参 考>

日本取引所グループ TOP メニュー

「上場会社情報」⇒「コーポレート・ガバナンス情報サービス」

URL : <https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/CGK010010Action.do?Show=Show>

・検索条件入力画面において、「◆組織形態・資本構成等」の「親会社有無」について、「有（非上場）」を選択のうえ、「この条件で一覧を抽出」をクリックすると上場会社等の非上場親会社が一覧でご覧いただけます。

問 5 上場会社等の主な子会社の定義は。

答 上場会社等の主な子会社とは、各証券取引所に上場している純粋持株会社（株式（社員の持分を含む。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。）の中核子会社とし、協会の独自調査により選定した会社 1 社とします。

なお、本協会では、4 月 1 日時点及び 10 月 1 日時点の情報に基づき、年 2 回「上場会社等の主な子会社」リストを改訂し、協会 WAN で通知しております。

問6 上場投資法人等に関連し内部者登録カードを整備する必要がある者は、どのような者ですか。

答 以下の者を、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「投資勧誘規則」という。）第15条に規定する内部者登録カードの対象者としています。

投資勧誘規則第15条	上場投資法人等に係る会社関係者
第1号ロ	上場投資法人等の執行役員又は監督役員
第1号ハ	上場投資法人等の資産運用会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。以下同じ。）
第2号ロ	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の役員
第3号	第1号又は第2号に掲げる者でなくなった後1年以内の者
第4号	第1号に掲げる者の配偶者及び同居者
第5号	上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
第6号	上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号に該当する者を除く）
第7号	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
第8号	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号に該当する者を除く）
第9号	上場投資法人等の主な特定関係法人

問7 上場投資法人等の資産運用会社の役員とは、どのような者ですか。

答 投資勧誘規則第15条第1項第1号ハの、「上場投資法人等の資産運用会社の役員」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う資産運用会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役とします。

問8 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人とは、どのような者ですか。

答 投資勧誘規則第 15 条第 1 項第 2 号ロの「上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人」とは、上場投資法人等が提出した有価証券報告書等に記載された資産運用会社の「特定関係法人」のうち、本協会が指定した法人をいいます。例えば、上場投資法人等の資産運用会社の親会社などが該当します。

なお、本協会では、4月1日時点及び10月1日時点の情報に基づき、年2回「主な特定関係法人」リストを改訂し、協会 WAN で通知しております。

問 9 上場投資法人等の資産運用会社又は資産運用会社の特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とは、どのような者ですか。

答 投資勧誘規則第 15 条第 1 項第 6 号の「上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者」及び同条同項同号 8 号の「主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者」とは、例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室（これに類似する業務を行う部署として顧客から届出があったもの）に所属する者が該当します。

なお、上場投資法人等に重大な影響を及ぼす取引（不動産の売買又は賃貸借取引が、上場投資法人等の年間収益の 20% を超える取引等）を行った特定関係法人もインサイダー取引規制の対象とされました。しかしながら、金商法に規定される上場投資法人等に係る重要事実の多くは、経理部、財務部、経営企画部、社長室又はこれらに類似する業務を行う部署に所属する者が知り得る範囲になると考えられることから、資産運用会社等の不動産関係部署に所属する者を登録対象とすることまでは求めておりません。

問 10 上場投資法人等には大株主として登録すべき者はありますか。

答 投資勧誘規則第 15 条第 1 項第 10 号に「上場会社等の大株主（有価証券報告書等に記載されている大株主）」を規定している理由は、これにより金商法第 166 条に規定する「会社関係者」のうち主要株主（10%以上の議決権を有する者）や帳簿閲覧権を有する株主（3%以上の議決権を有する株主）の多くが含まれることになると考えられるからです。

上場投資法人等の場合は、すべての投資主が帳簿閲覧権を有しており、これに該当する顧客から内部者である旨を申し出ていただくことは困難と考えられることから、投資主の登録は不要とします。

以 上